

相模原市告示第54号

令和3年度における労働報酬下限額の改定について

相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号)第6条の規定により令和3年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第7条第3項の規定により告示する。

令和4年3月1日

相模原市長 本村 賢太郎

1 労働報酬下限額を定めた契約の種類

相模原市公契約条例第6条第1号に規定する対象工事請負契約

2 労働報酬下限額

別表のとおり

3 適用日

令和4年3月1日

4 経過措置

令和4年2月28日以前に入札の公告又は通知した対象工事請負契約については、令和3年度中においては、従前の労働報酬下限額を適用する。ただし、令和3年度に入札の公告又は通知した対象工事請負契約のうち、令和4年3月1日から3月31日までにインフレスライド条項を適用し変更契約した場合は、変更契約日から改定後の労働報酬下限額を適用する。

令和3年度における相模原市対象工事請負契約に係る労働報酬下限額

(単位:円)

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,915	18	さく岩工	3,522	35	左官	3,083
2	普通作業員	2,510	19	トンネル特殊工	3,758	36	配管工	2,577
3	軽作業員	1,710	20	トンネル作業員	2,847	37	はつり工	2,880
4	造園工	2,420	21	トンネル世話役	3,815	38	防水工	3,128
5	法面工	2,993	22	橋りょう特殊工	3,387	39	板金工	3,207
6	とび工	3,150	23	橋りょう塗装工	3,510	40	タイル工	—
7	石工	3,072	24	橋りょう世話役	3,927	41	サッシ工	2,960
8	ブロック工	2,825	25	土木一般世話役	3,038	42	屋根ふき工	—
9	電工	2,768	26	高級船員	3,432	43	内装工	3,207
10	鉄筋工	2,970	27	普通船員	2,723	44	ガラス工	2,970
11	鉄骨工	2,892	28	潜水士	4,692	45	建具工	2,735
12	塗装工	3,410	29	潜水連絡員	3,308	46	ダクト工	2,588
13	溶接工	3,600	30	潜水送気員	3,195	47	保温工	2,600
14	運転手(特殊)	2,960	31	山林砂防工	3,027	48	建築ブロック工	—
15	運転手(一般)	2,532	32	軌道工	5,300	49	設備機械工	2,622
16	潜かん工	3,500	33	型わく工	2,982	50	交通誘導警備員A	1,835
17	潜かん世話役	4,152	34	大工	2,880	51	交通誘導警備員B	1,598

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとする。

※ 次に掲げる労働者の労働報酬下限額については、相模原市公契約条例第6条第2号に規定する対象業務委託契約等に係る労働報酬下限額と同額の1,059円とする。

- (1) 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- (2) 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者